

事 務 連 絡
令 和 7 年 6 月 4 日

都道府県・政令指定都市 ご担当各位

国土交通省 住宅局 安心居住推進課・住宅総合整備課

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業における
「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」に係る対象候補の見直しについて（照会）

平素より、住宅セーフティネット施策の推進につきましてご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国土交通省では、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業」において、セーフティネット専用住宅及び居住サポート住宅を供給するための改修費への補助を実施しております。

当該事業では、「入居対象者の居住の安定確保を図るため住宅確保要配慮者居住支援協議会等が必要と認める改修工事」（以下「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」という。）を補助対象工事のひとつとしており、国土交通省より「補助対象工事の候補」（以下「対象候補」という。）を示した上で、各居住支援協議会等において補助対象工事を決定いただくものとなっています。なお、現行の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」は、基本的に、平成 31 年 4 月 11 日付け事務連絡「「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」に係る対象工事の見直しについて」へのご回答に基づく内容となっています。

今般、平成 31 年以降の事業内容の見直しや、令和 6 年 5 月に改正された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」による居住サポート住宅制度の創設を踏まえ、「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を見直すこととしました。

対象候補のうち、補助対象とする工事の決定にあたっては、各居住支援協議会等の意思決定を必要とすることから、下記についてご回答下さいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 照会内容

対象候補の見直しに伴う、「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象とする工事内容の決定

<対象候補の見直し内容>

- ・現行の対象候補のうち「入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事のうち緊急通報装置、安否確認装置等の設置」は、本事業において補助対象としている「安否確認のための設備の改修工事」と重複するため、削除する。
- ・現行の対象候補のうち「ヒートショック対策工事」の細目について、技術的な整理を踏まえ更新を行う。
- ・現行の対象候補のうち「高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備」は、本事業において補助対象としている「交流スペースを設置する工事」と重複するため、削除する。
- ・新たに、「①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事」を対象候補に追加する。

※ 上記のほか、「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」に新たな工事項目を追加等される場合は、本照会とは別途ご相談くださいますようお願いいたします。

※ 「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」は、都道府県居住支援協議会及び市区町村居住支援協議会のどちらも定めることが可能です。なお、改修工事を行う建物が所在する都道府県及び市区町村の両居住支援協議会が定めている場合は、市区町村居住支援協議会の定める内容が優先されます。

2. 回答方法

添付した Excel ファイル[【自治体名】居住支援協議会等が必要と認める改修工事（令和7年6月時点）]に記入をお願いします。

<留意事項>

- ・現行の掲載内容も参照の上、居住支援協議会等の単位で作成をお願いします。
(参考) 現行の掲載内容は以下ホームページ（国による直接補助の事務局ホームページ）の【別紙5】を参照下さい。
<https://www.how.or.jp/koufu/snj.html>
- ・各都道府県におかれましては、貴管内の居住支援協議会を設置している市町村（政令指定都市を除く）への依頼・回収をお願いいたします。
- ・各都道府県及び居住支援協議会を設置している各市町村におかれましては、貴管内の居住支援協議会等への依頼・回収をお願いいたします。
- ・平成31年以降に設立された居住支援協議会等、現在「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」を定めていない場合も、本依頼への回答をお願いいたします。
現在居住支援協議会を設立していない自治体については、回答いただく必要はありません。
- ・提出ファイルは、本事業の事務局ホームページにおいて公表いたします。

3. 提出方法

メールにて電子データを提出してください。

4. 回答期限

令和7年6月20日（金） 17時

（期限までの回答が難しい場合はご連絡ください）

5. 提出先

国土交通省 関東地方整備局 住宅整備課

千葉：chiba-h8310@mlit.go.jp

高橋：takahashi-k8320@mlit.go.jp

6. 問い合わせ先

国土交通省住宅局安心居住推進課 荒川・西澤・佐藤

TEL：03-5253-8111（内線 39856・39855・839857） 03-5253-8952（直通）

【添付資料】

- ・別添1 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業の概要
- ・別添2 回答様式